

平成 30 年発生災害復旧工事の発注方針について

1 趣旨

平成 30 年発生災害復旧工事について、発注方針を定める。

2 内容

発注方針を、下記のとおりとする。

(記)

1. 請負対象設計金額 2,500 万円未満の工事については、指名競争入札とする。
2. 請負対象設計金額 2,500 万円以上の工事については、一般競争入札とするが、この場合、低入札価格調査制度の対象工事とせず、最低制限価格制度を適用する。
3. 指名業者は、原則、災害発生個所の属する町に主たる営業所を有する者とする。
(ただし、向原町で発生した災害については、有留・保垣・長田で発生した災害は向原町に主たる営業所を有する者を指名し、戸島・坂で発生した災害は、市内全域を対象とした、一般競争入札とする。)
4. 安芸高田市建設工事指名業者等選定要綱 第 5 条第 4 項に掲げる別表第 2 の増減可能範囲の「標準数の±2」を、「標準数の±3」と読み替える。
ただし、完成工事高要件は、請負対象設計金額の 1/2 とする。(請負対象設計金額 1,000 万円未満の工事は、完成工事高要件を問わない。)
5. 請負対象設計金額が 8,000 万円以上の工事についても、特定建設業の許可を求めない。(ただし、建設業法上、4,000 万円以上の下請を発注する場合は、特定建設業の許可を必要とする。)
6. 電子入札の手続きを行っていない者は、指名業者の対象としない。
7. 指名競争入札の場合、応札者が 1 者の場合でも、入札は無効としない。
8. 指名競争入札の場合、応札者がいなかった場合、市内全域を対象とした一般競争入札とする。
9. 工事検査は、最終請負契約金額によらず、完成検査のみとし、3,500 万円未満は工事成績評定を行わない。

(適用範囲)

平成 30 年発生災害復旧工事に限り、適用する。